

立命館大学総合科学技術研究機構創薬科学研究センター

創剤研究コンソーシアム規約

(名称)

第1条 立命館大学総合科学技術研究機構創薬科学研究センター（以下「研究センター」という。）に、創剤研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）をおく。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、研究センター研究員および会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的な創剤研究の推進と産業の発展のための研究拠点を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 会員制研究会の実施
- (2) 講演会、セミナーの開催
- (3) 研究センター研究員と会員との交流

(運営)

第4条 前条各号のコンソーシアムの事業は、研究センターが運営する。

(入会)

第5条 コンソーシアムに入会するときは、創薬科学研究センター長（以下「センター長」という。）に入会申込書を提出し、第8条第1項に定める年会費を納入しなければならない。

- 2 センター長は、入会の申し込みを行った者に対し、創薬科学研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、これを認める。

(会員)

第6条 コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員

(退会)

第7条 会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員会の議を経て退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) その他コンソーシアムの目的に反する行為があったとき

(会計)

第8条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員：1法人あたり5万円
- 2 年会費は、コンソーシアムが企画する事業のための経費として使用する。
- 3 既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
- 4 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年の3月31日をもって終了する。
- 5 会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、立命館大学総合科学技術研究機構運営委員会で行う。

附 則

この規約は、2014年10月1日から施行する。

この規約は、2016年7月21日から施行する。